

# 風力発電環境影響評価自主規制に向けて

## —環境影響評価法改正の動向と協会自主規制の位置付け—

環境部会 環境影響評価規程WG 佐久間日良

### 1. はじめに

東日本大震災の時、被災地では、電気・水道などのライフラインが寸断され一時各避難所は孤立状態となった。

また、災害時に対応する医療機関における自家発電も長期に渡っての停電を想定していないため、各種医療機器が使用できなくなり、人工透析や人工呼吸器等を使用している患者はとても危険な状況に陥った。確かに現在行われている大規模な発電所で集中的に発電し、それを送配電網により需要者に届ける方式は効率的なのかもしれない。しかしながら、一旦中枢の発電所がダウンしてしまうとその社会的な影響はとてつもない大きさになってしまう。

今後は、現在の送配電網の中に分散型の自然エネルギーを導入して行くことにより災害に強い電源の供給体制が出来るのではないかと考えている。

この様な事から、今後各地に分散型電源としての風力発電所を多く建設することが必要となってくる。

従来、風力発電所が建設される際には、発電事業者が自主的に環境影響評価を行っていたが、自主的な環境影響評価は実施の「強制力」や「客観性」に欠けるとの指摘を受け、環境影響評価法の項目に風力発電所を追加すべきではないかとの意見が出るようになった。

日本風力発電協会（JWPA）では、風力発電所が環境影響評価法の対象事業となることは、環境影響評価にかかる「コスト」と「時間」が風力発電の導入促進を著しく阻害するとの考え方から「風力発電環境影響評価規程」を策定し協会員が風力発電所を建設する際には本規程に沿った環境影響評価を行うことを呼びかけ

従来指摘されてきた自主アセスメントの欠点を補う事に努めてきた。

しかしながら、国の中央環境審議会の答申では、風力発電所が環境影響評価法の対象として追加される事となっている。

### 2. 環境影響評価法改正の動向

#### 2-1 環境影響評価法の現在までの動き

環境影響評価法は、その施行から10年ごとに施行状況を見直す事になっている。今回はその10年目にあたり、平成22年2

月22日中央環境審議会答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」において、風力発電施設の設置に当たっては、騒音、バードストライクの被害も報告されている等から、「風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべき」とされた。上記答申を受け、環境省では、風力発電施設の設置を環境影響評価法の対象事業として追加するに当たって必要な技術的事項について検討を行う「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」を平成22年10月から開催し、同法の対象とすべき風力発電事業の規模や、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の基本的考え方等について検討が行われた。

#### 2-2 今後のスケジュール

風力発電所の環境影響評価法適用スケジュールは以下の通りとの事である。

政令公布： H23年10月  
省令公布： H24年4月  
省令施行： H24年10月

(H25年4月 改正環境影響評価法の施行)

上記手続きの中で平成23年10月には環境影響評価法の対象事業規模要件が決定される。対象規模要件については「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」の中で、風力発電所の「総設備容量1万kW.以上を環境影響評価法の対象とするべきである」という意見の検討委員が多かったが座長案として2~3万kWという意見や5,000kWという意見もあったということも報告書には記載された。

### 3. 協会自主規制の今後

#### 3-1 小規模風力発電所の

##### 環境影響評価マニュアルとして

環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模が仮に1万kW以上となった場合、この規模は第一種事業としての規模なので、第二種事業まで考えると設備容量が7500kW以上の風力発電所は実質的に環境影響評価法の対象となる可能性が高い。

現在は風力発電機の大型化が進み、事業者の多くは1基あたり2000~3000kW級の風力発電機を設置するが多いため、4基以上のプロジェクトは環境影響評価法の対象事業となってしまう。ここで、4基程度の風力発電機を特別高圧の送電線に連系することは、設備にかかるコストと売電収入が見合わないので単機設置、配電線連系のケースが多くなるであろう。

日本風力発電協会の環境影響評価規程では、単機設置の場合であっても影響があるため、環境影響評価をきちんと実施すべきである立場をとっている。しかしながら、単機設置の場合では明らかに影響範囲は複数基設置する場合より小さくなると考えられる。

また環境影響評価規程は、「風力発電のための環境影響評価マニュアル（第二版）」（NEDO）をベースにして作成しているため、設備容量が10,000kW程度の風力発電所を対象にした調査項目、予測手法が記載されている。よって今後は、日本風力発電協会環境影響評価規程の発展版として、「小規模風力発電所を設置す

る際の環境影響評価マニュアル」を作成するののも一つの方法と考えている。

#### 3-2 風力発電所特有の環境影響調査 技術指針（解説書）として

「風力発電環境影響評価規程Ver. 1.1」（JWPA）が平成23年5月に発刊されたが、調査や予測方法についてもう少し詳しい解説書が必要であろうと考えている。

騒音・低周波音の調査方法や評価基準値については、環境省の委託事業で研究が進められているため、それ以外の動植物・生態系、景観、電波障害、シャドウフリッカーなどの風力発電所設置に特有の環境影響項目の調査・予測方法について環境影響評価法にも対応できる形で、より詳しく解説する技術指針（解説書）へと発展させて行くことも有益であると考えている。

#### 4. おわりに

東日本大震災後、各方面で今後の日本のエネルギー供給のありかたについて、活発な議論が展開されています。風力発電業界に所属する者として、風力発電の導入促進と環境調和を目指し、次世代に誇れる再生可能エネルギーを残して行きたいと考えている。

最後になってしまいましたが、手間のかかる作業や会議に参加頂き貴重な意見を下さった環境影響評価規程WG諸氏と協会事務局の方々に感謝いたします。